

20歳になったら国民年金

20歳になった方には、概ね2週間以内、日本年金機構から次の書類などが送付されます。

- ・国民年金(第1号被保険者)加入のお知らせ
- ・国民年金保険料納付書
- ・国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)
- ・保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒

年金手帳は別途送付されず。年金手帳は、保険料納付の確認や将来年金を受給する際に必要ですので、大切に保管してください。

※20歳になった時点で厚生年金保険に加入している(していた)方、障害・遺族年金を受給している方には送付されません。

こんなときは届出をしてください

20歳以上60歳未満の加入中に、下記のような被保険者の種別が変更となる場合は、届出が必要となります。特に、3月から4月にかけては、就職などで変更が生じやすい時期です。該当する場合は、忘れずに届出をしましょう。



■自営業・学生など(国民年金=第1号被保険者)

| こんなとき | 変更後の被保険者の種別 | 届出先 |
|-------------------------|-------------|---------|
| 会社員・公務員になった | 第2号被保険者 | 勤務先 |
| 会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった | 第3号被保険者 | 配偶者の勤務先 |

■会社員・公務員(厚生年金、共済年金など=第2号被保険者)

| こんなとき | 変更後の被保険者の種別 | 届出先 |
|-------------------------|-------------|---------|
| 退職した | 第1号被保険者 | 役場窓口 |
| 退職し、すぐ再就職した | 第2号被保険者 | 新しい勤務先 |
| 会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった | 第3号被保険者 | 配偶者の勤務先 |

■会社員・公務員に扶養されている配偶者(第3号被保険者)

| こんなとき | 変更後の被保険者の種別 | 届出先 |
|----------------------------|-------------|------|
| 年収が130万円以上になった | 第1号被保険者 | 役場窓口 |
| 配偶者が退職して自営業など(第1号被保険者)になった | 第1号被保険者 | 役場窓口 |
| 会社員・公務員になった | 第2号被保険者 | 勤務先 |